

特別支援教育支援員配置事業実施要綱

平成 20 年 4 月 1 日 教育長決定
(令和 3 年 7 月 1 日 最終改定)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、市立幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校及び高等学校（以下、「学校園」という。）において、特別支援教育支援員（以下、「支援員」という。）の配置等により幼児及び児童生徒（以下、「児童生徒等」という。）への支援の充実を図るとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への教育についての理解を深めることを目的とする支援事業の実施に関して、必要な事項を定める。

(支援員の配置を行う学校園)

第 2 条 支援員の配置は、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害（以下、「LD等」という。）や肢体不自由等の障害により、教育活動において特別な配慮や介助を必要とする児童生徒等が在籍する学校園に対して行う。

(支援員の役割)

第 3 条 支援員は、学校園の教育活動において、特別支援教育に関する計画に基づき、支援を要する児童生徒等に対し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 肢体不自由児等への移動介助や生活介助
- (2) LD等の児童生徒への学習補助
- (3) その他学校生活において特別支援教育に係る配慮を要する児童生徒等への支援

(支援員の配置)

第 4 条 支援員の配置は、年度ごとに学校園からの申請にもとづき、支援の対象となる児童生徒等の状況等を勘案し、次の各号に掲げる区分に応じて教育委員会事務局が必要と認められた日数を学校園に配当することにより行う。

- (1) 肢体不自由児等への介助
- (2) LD等の児童生徒への学習補助
- (3) 特別支援教育に係る配慮を要する児童生徒等への支援
- (4) 肢体不自由等の児童生徒、及び知的障害学級又は自閉症・情緒障害学級在籍の児童生徒の泊を伴う行事への支援

2 支援員は、地域の住民、団体、大学、保護者等の理解協力を得ながら、学校園が確保する。ただし、保護者を支援員とする場合は、事前に教育委員会事務局との協議を要する。

3 前項に係らず、第 1 項第 2 号に定める LD等の児童生徒への学習補助（以下、「LD等への学習補助」という）については、教員養成大学及び臨床心理専門コースを有する大学等で、LD等を専門的に研究している大学院生または、今後研究をしようとしている学生で、かつ特別支援教育に意欲を持って取り組める者の中から指定大学の指導教官の推薦と選考をもとに教育委員会事務局が配置を行う。

(支援員の謝礼)

第5条 支援員の謝礼は、実施要領に定める額とする。

(支援員の管理監督)

第6条 支援員の配置を行う学校園（以下、「支援員配置校園」という。）の長は、支援員を管理監督する。

2 前項の定めに加えて、LD等の児童生徒への学習補助にかかる支援員の配置を行う小・中学校（以下、「LD等支援員配置校」という。）の長は、各派遣大学の指導教官と協力して、支援員を指揮監督する。

(校内委員会及び特別支援教育コーディネーターの役割)

第7条 支援員配置校園は、校内委員会等を開催して特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握・関係諸機関との連絡調整を行う。

2 特別支援教育コーディネーターは、学校全体の特別支援教育のリーダーとして、他の教職員と連携しながら、支援員の具体的な活動を指示する。

(支援員の責務)

第8条 支援員は、第4条に定める活動を支援員配置校園等の長による指示、指導のもと行う。

2 支援員は、神戸市個人情報保護条例を遵守し、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(巡回相談)

第9条 LD等支援員配置校では、実施要領に基づき、大学教員等の専門家による巡回相談を行う。

(研究協力)

第10条 LD等支援員配置校は、以下の研究に協力する。

- (1) 神戸市におけるLD、ADHD、高機能自閉症等に対する指導方法に関する調査研究
- (2) 支援員が在籍する大学等での調査研究に関する事項

(事業実施状況の報告)

第11条 支援員配置校園等は、年度末に事業の実施状況等について教育委員会事務局に対して報告を行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、本事業に関して必要な事項は実施要領に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(肢体不自由児等支援事業実施要綱等の廃止)
- 2 肢体不自由児等支援事業実施要綱及び通常の学級における LD 等への特別支援実施要綱は、廃止する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。